別表（第2条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 評価対象事項 | 評価基準 | 点検・評価の方法 |
| 学生受入れに関する事項 | １　学生受入方針において，「求める学生像」及び「入学者選抜の基本方針」の双方を明示していること〔機構：分析項目5-1-1に該当〕 | ・1-1　学生受入方針において，以下の各項目に係る記述が含まれていることを確認する。 ・求める学生像については，入学前に学習しておくことが期待される内容 ・入学者選抜の基本方針については，入学者受入方針を具現化するためにどのような評価方法を多角的に活用し，それぞれの評価方法をどの程度の比重で扱うのか ・学部については，受け入れる学生に求める学習成果（「学力の３要素(（１）知識・技能，（２）思考力・判断力・表現力等の能力，（３）主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度)」についてどのような成果を求めるか） 【根拠資料・データ】 ・学生受入方針が確認できる資料 （参考）・ 「卒業認定・学位授与の方針」 （ディプロマ・ポリシー）， 「教育課程編成・実施の方針」 （カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」 （アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン（平成 28 年３月 31 日中央教育審議会大学分科会大学教育部会） |
|  | ２　学生受入方針に沿って，受入方法を採用しており，実施体制により公正に実施していること〔機構：分析項目5-2-1に該当〕 | ・2-1　学部，大学院，別科ともに入試の種類ごとに，入学者選抜の方法（学力検査，面接等）が入学者選抜の基本方針に適合していることを確認する。 ・2-2　面接が含まれている場合は，面接要領等があることを確認する。 ・2-3　実施体制の整備状況（組織の役割，構成，人的規模・バランス，組織間の連携・意思決定プロセス・責任の所在等）を確認する。 【根拠資料・データ】 ・入学者選抜の方法一覧 ・面接，実技試験等において評価の公正性を担保する組織的取組の状況を示す資料（面接要領等）・入学試験委員会等の実施組織及び入学者選抜の実施体制が確認できる資料・入学者選抜の試験実施に係る実施要項，実施マニュアル等・学部については，個別学力検査及び大学入学共通テストにおいて課す教科・科目の変更等が入学志願者の準備に大きな影響を及ぼす場合に２年程度前に予告・公表されたもので直近のもの |
|  | ３　学生受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組を行っており，その結果を入学者選抜の改善に役立てていること〔機構：分析項目5-2-2に該当〕 | ・3-1　入学者選抜等について，検証するための組織や具体的な取組等（改善のための情報収集等の取組を含む。）の状況を確認する。 【根拠資料・データ】 ・学生の受入状況を検証する組織，方法が確認できる資料 ・学生の受入状況を検証し，入学者選抜の改善を反映させたことを示す具体的事例等 |
|  | ４　実入学者数が，入学定員を大幅に超える，又は大幅に下回る状況になっていないこと〔機構：分析項目5-3-1に該当〕 | ・4-1　学生募集を行う組織単位ごとの過去５年間の入学定員に対する実入学者の割合の平均を確認する。 ・4-2　学部，大学院，別科単位において，実入学者数が「入学定員を大幅に超える，又は大幅に下回る」状況になっている場合は，その適正化を図る取組がなされていることを確認する。 ※実入学者数には，国費留学生，外国政府派遣留学生等の入学者を含める。※学生募集を行う組織単位ごとの過去５年間の入学定員に対する実入学者の割合の平均に関しては，適切な教育環境を確保する観点を重視し，「1.3 倍以上」又は「0.7 倍未満」の場合は，「大幅に超える」又は「大幅に下回る」とする。 【根拠資料・データ】 ・実入学者数が「入学定員を大幅に超える」，又は「大幅に下回る」状況になっている場合は，その適正化を図る取組が確認できる資料 |